

実績配分主義により輸入業者に対し割当てを行う品目に係る実績の継承
及び営業譲渡の場合の確認について

実績配分主義により、輸入業者に対し割当てを行う品目に係る実績の承継についての取り扱いを次のように定め、平成 14 年 4 月 10 日から実施します。

なお、昭和 59 年 4 月 12 日付け輸入注意事項 59 第 5 号（実績配分主義により輸入業者に対し割当てを行う品目に係る実績の継承について）は、平成 14 年 4 月 9 日限りで廃止します。

実績配分主義により、輸入業者割当てを行っている品目（下記 I 参照）に係る実績の継承及び輸入割当申請書又は輸入承認証の効力の承継は、相続、合併又は商号変更の場合には認めることとする。

営業譲渡の場合には、輸入実績だけが単独に承継される場合又は法令に違反する等その他適当でない場合を除き、原則認めるものとし、その確認については下記 II の申請に基づき行う。

記

I 対象品目

ぶり・さんま・貝柱及び煮干し、こんぶ、すけそうだら、ほたて貝、たら、水産物、大西洋種にしん、あじ、いわし、さば、ばら干しあおのり及びひとえぐさ、たらの卵、干しするめ、こんぶ調製品、いか、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、太平洋種にしん

II 営業譲渡における実績承継の確認申請

1 提出書類

- (1) 確認申請書（様式自由：営業譲渡の理由及び承継の確認を依頼する旨記載）。
- (2) 両者の登記簿謄本
- (3) 営業譲渡契約書の謄本
- (4) 両者の株主総会議事録又は取締役会議事録
- (5) 譲渡人が競業禁止義務に違反していないことを証明するに足る書類
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 16 条に基づく公正取引委員会への届出書の写し
- (7) 上記 (4) から (6) までに掲げる書類のうち、提出が不可能なものについてはその理由書
- (8) 上記書類で確認できない場合は、(1) から (6) までに掲げる以外の書類の提出を求めることがある。

2 申請先

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室：

ぶり・さんま・貝柱及び煮干し、こんぶ、すけそうだら、ほたて貝、たら、水産物、大西洋種にしん、あじ、いわし、さば、ばら干しあおのり及びひとえぐさ、たらの卵、干しするめ、こんぶ調製品、いか、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、太平洋種にしん

(解説)

輸入実績の承継について

本来輸入割当ては、その貨物を輸入する意志と能力があり、かつ当該輸入を行うのに最も適当であると認められる者に対して行われるものであります。現在、輸入割当て対象物資の割当てを行う場合、多くのものについては、過去の実績を尊重しています。これは、前述の輸入割当ての趣旨にかんがみ、より適当な輸入業者に割当てするための一つの手段なのであり、過去に当該貨物を輸入し、実際に取扱ったという経験を輸入割当ての場合の一つの大きな判断基準としているわけであり、

しかし、過去の実績があればかならず割当てられるというのではなく、輸入割当てに際しては、できるだけ各輸入業者に関する他の要因についても調査検討を行っています。

また、この実績の承継ということについては、過去に当該貨物を輸入し、実際に取扱ったという輸入業者の経験が過去の実績として尊重される訳ですから、実績だけを単独に承継するというようなことは認めていません。また、同様の考え方に基き、輸入貿易管理令第9条第1項ただし書の規定の定めるところにより、過去に実績を有し輸入割当て証明書（I Q）を取得した輸入業者から委託を受けて別の輸入業者が輸入しても、その輸入は、元の輸入業者の過去の実績を理由として発給された当該I Qを用いて取得した輸入承認証（I L）に基づくものですから、その後の割当てに委託を受けて輸入した者の実績と認めることはしません。

この場合において、元の輸入業者は、他の輸入業者に委託した部分については自ら輸入、する能力に欠けていたと考えられるためその後の割当ての際には当該委託に係る輸入分は、原則として、元の輸入業者の実績とは、認められません。

ただし、輸入注意事項12第20号(H12.3.31)「委託輸入の確認申請手続きについて」の3の(4)又は(6)に該当する場合には、自ら輸入する能力を有するにもかかわらず自己名義で輸入することができない真にやむをえない理由があるものとして輸入実績と認めることとします。

なお、相続の場合、合併の場合、商号変更の場合にはそれぞれの事実が明らかであれば輸入割当ての際、被相続会社、被合併会社、商号を変更する前の会社の実績をそれぞれの事業を引継いだ会社の実績に加えて考えるという方法をとっています。

営業譲渡の場合には、当該品目の営業権のみが譲渡される場合及びそれとは異なる譲渡であって、輸入の能力に支障がある場合を除き、原則として承継を認めることとしますが、その確認は輸入注意事項14第20号(H14.4.10)「実績配分主義により輸入業者に対して割当てを行う品目に係る実績の承継及び営業譲渡の確認について」に基いて行うものとします。